

体系			具体的な取組	具体的な成果	R2年度末の数値、状況	現状値		令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性
	施策の柱					R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目		〔 対策に関する具体的な取組内容を 記載 〕	〔 可能な限り具体的な数値を記 載 〕	〔 数値設定項目以外 の箇所に記載 〕						〔 総括を踏まえ、戦略の見直しや再構 築が必要な場合等の具体的な内容 〕	
1 保	生産から消費に至る食の安全・安心の確保											
	（1）生産段階における安全・安心の確保											
	①安全・安心な農産物（林産物を含む） の生産及び供給		P14～15									
	◆農薬の適正使用の指導	環境農業推進課、 木材産業振興課	農業事故ゼロを目指してJAや農業卸組合 などと連携を強化し、農薬の販売、使 用、生産物の出荷時に生産者の農薬適正 使用や生産履歴記帳（防除履歴）への意 識徹底を図った。また、直販市の安心係 への研修を実施し、直販農家への指導を 行った。	農薬の適正使用は着実に進展し、農薬残 留基準値超過事故数は低く維持されてい る。 ⇒農業事故発生件数 0件（R2） 0件（R3） 1件（R4） 3件（R5） 1件（R6） 2件（R7）	—	—	—	—	A+	関係機関と連携して、農薬の適正使用や 生産履歴記帳の意識徹底を図るととも に、直販市の安心係への研修を実施する など、農業事故ゼロを目指した取り組 みができた。また、登録農薬の少ないマイ ナー品目での農薬の適用拡大が進んだ。	農薬の適正使用に向け、取り組みを継続 する。	
	★農薬取締法違反による出荷の自粛	環境農業推進課			0件	2件	0件	0件	A			
	★防除履歴の記帳率（農協生産部会 に属する野菜農家）				92%	99.3%	100%	100%	A+			
	★マイナー作物の農薬登録データの 作成				6件/年	5件/年	5件/年	5件/年	A+			
	◆環境保全型農業の推進	環境農業推進課	GAP認証取得を含めた国際水準GAP 実践経営体数の増加に向け、GAP指導員 の育成や生産者の意識向上に向けた研修 会を実施した。	国際水準GAPの研修を101名が受講 し、現地指導の実績を積み40名をGA P指導員として位置付けた。 ・JGAP団体認証研修受講者数6名。	—	—	—	—	A	高知県版GAPに代わり令和7年度からは 国際水準GAPガイドラインに基づく取組 を推進しており、指導体制の維持・充実 を図るため継続的なGAP指導員の育成が 必要。	継続してGAP指導員を育成し、JA生産 部会及び集出荷場での実践支援を行う。	
	★県版GAP以上の実践農家数		農業振興センター、JA等と連携して、講 習会等で生産者に対してナス、キュウリ での硫黄くん蒸、ピーマン、シシトウ での硫黄くん蒸、ニラ、トマトでの微生 物殺菌剤の利用技術に関する情報提供を 行い、普及拡大に取り組んだ。	温度制御技術、硫黄くん蒸、微生物殺菌 剤が普及拡大した。 普及率（面積率） ナス：48% キュウリ：46% ピーマン：75% シシトウ：56% ニラ：73% トマト：26% ⇒概ね病害の発生が減少した。 【参考】病害の発生面積率（R2→R7） ナスすすかび病 ：100%→68% キュウリバと病 ：76%→90% ピーマン・シシトウ：79%→69% ニラ軟腐病 ：39%→15% トマト灰色かび病 ：39%→1% ※トマトのみR3→R7	902戸		（令和5年度） 1,600戸			A+	病害版IPM技術について、R8年度末の目 標値の達成は困難な可能性が高いが、普 及率は上昇しており、多くの品目で病害 の発生が減少している。キュウリでは湿 度制御技術の普及率向上による病害発生 の抑制を図る。	引き続き普及率の上昇に取り組む。
	→国際水準GAP指導農家数				—	57戸	50戸	（直近）57戸	A+			
	★病害版IPM技術の新規導入技術数				0		（令和5年度） 7					
	→病害版IPM技術の普及率				—	55%（ナス、キュウリ、 ピーマン、シシトウ、ニラ、 トマトの栽培面積に対する病 害IPM技術の普及面積の割 合）	63%	目標の達成は困 難と思われる が、R7より数値 の上昇は見込ま れる。	A			
	②安全・安心な畜産物の生産及び供給		P16									
	◆動物用医薬品等の適正使用の指導	畜産振興課	動物用医薬品や飼料添加物の適正使用に ついて、県内全ての産業動物獣医師及び 生産者に対し、指導を実施する。	・産業動物診療獣医師に対する動物医薬 品の適正使用の指導率：毎年100% ・畜産農家に対する飼料添加物等の適正 使用の指導率：毎年100% ⇒動物用医薬品及び飼料添加物の不適切 な使用による残留なし	—	—	—	—	—	動物用医薬品や飼料添加物の適正使用、 自衛防疫について毎年度100%を維持し ている。その結果、R4年度以降におい ても、動物用医薬品等の不適切な使用に よる残留等がなく、ワクチン接種の不徹 底などによる伝染病の発生がなかった。	今後も、動物用医薬品や飼料添加物の適 正使用について、県内全ての産業動物診 療獣医師及び生産者に対し、指導を継続 する。	
	★産業動物診療獣医師に対する指導 率		・産業動物診療獣医師に対する指導 R3：12名、R4：12名、R5：12名 R6：11名、R7：11名、R8：11名		100%（12名）	100%（11名）	100%	100%（11 名）	A+		自衛防疫（ワクチン接種）については、 ワクチン接種の推進とともに衛生的で健 康的な家畜の飼い方指導を継続する。	
	★畜産農家に対する飼料添加物等の 適正使用の指導率		・畜産農家に対する指導 R3：267戸、R4：258戸 R5：247戸、R6：231戸 R7：198戸、R8：198戸		100%（269戸）	100%（198戸）	100%	100%（198 戸）	A+			
	★自衛防疫実績（ワクチン接種）		自衛防疫（ワクチン接種）を推進し、衛 生的で健康的な家畜の飼い方を指導す る。	・ワクチン接種の実施率：毎年100% ⇒ワクチン接種不徹底による伝染病の発 生なし	牛：5,700頭 豚：115,460頭 鶏：1,234,000羽	牛：6,684頭 豚：95,084頭 鶏：1,384,000羽	牛：3,000頭 豚：85,000頭 鶏：1,200,000羽	集計中	A+			
	◆牛のトレーサビリティシステムの 指導		牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標 装着と出生・異動報告について、関係機 関と協力しながら牛飼養農家全戸に対 し、的確な届出が行われるよう指導す る。 R3：202戸、R4：197戸 R5：184戸、R6：177戸 R7：150戸、R8：150戸	⇒耳標装着と的確な届出の指導により、 故意による不適切な届出などの事案がな かった。	—	—	—	—	—	牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標 装着と出生・異動報告について、故意に よる不適切な届出などの事案がなかつ た。	これまでの成果を踏まえ、牛トレーサビ リティ法に基づく牛の耳標装着と出生・ 異動報告について、関係機関と協力しな がら牛飼養農家全戸に対し、的確な届出 等が行われるよう指導を継続する。	
	★牛の飼養農家に対する耳標装着等 の指導率				100%（206戸）	100%（150戸）	100%	100%（150 戸）	A+			
	◆家畜伝染病の発生予防対策		病原性鳥インフルエンザの発生予防及び 万一発生した場合のまん延防止のため、 高病原性鳥インフルエンザの監視を行 う。 毎年度、農場段階における適切な飼養衛 生管理の状況について、養鶏農家に対 して全戸立入検査を実施した。	県内養鶏農家における高病原性鳥インフ ルエンザの県内発生予防 ⇒発生件数 R2：1件 R3～7：0件	—	—	—	—	—	県内における鳥インフルエンザの発生予 防に努めた。 鳥インフルエンザについて、毎年度、家 畜保健衛生所が養鶏農家に対して全戸立 入検査とモニタリング検査を実施し、県 内の状況について監視を続けてきた。ま た、近隣諸国や国内で発生があった際 は、家さん飼養農家、市町村及び関係団 体等に注意喚起文書を送付するととも に、逐次家畜保健衛生所から情報提供を 行った。 高病原性鳥インフルエンザ防疫指針の改 正に伴い、検査羽数は970羽→480羽 （R6）→360羽（R7）に変更。	これまでの成果を踏まえ、今後も養鶏農 家の立入検査（全戸）とモニタリング検 査（6～9月：毎月6戸×10羽＝240 羽、10～5月：12戸×10羽＝120羽） を継続する。	
	★高病原性鳥インフルエンザ監視 （立入検査）		飼養規模に応じた養鶏農家において、モ ニタリング検査を実施した。 R3：970羽、R4：970羽、 R5：970羽、R6：480羽 R7：360羽		養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	A+			
	★高病原性鳥インフルエンザ監視 （モニタリング）				830羽	360羽	720羽以上 →360羽以上	360羽以上を目 標に継続実施	A+			

体系				具体的な取組	具体的な成果	R2年度末の数値、状況	現状値		令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性			
	施策の柱						冊子対象ページ及び担当課	〔 対策に関する具体的な取組内容を 記載 〕	〔 可能な限り具体的な数値を記 載 〕	〔 数値設定項目以外 の箇所に記載 〕	R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値		R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）
	◆取組の方向	★数値目標設定項目														
	③安全・安心な水産物の生産及び供給			P17～18												
	◆水産物産地市場の衛生確保			水産政策課	拠点市場の衛生管理意識の向上のため、各市場の関係者対象の「産地市場関係者のためのHACCP関連講習会」を年に1回開催するための支援を行った。 県内3市場（室戸、清水、宿毛）で取得している優良衛生品質管理市場の認定更新に向けた取り組みに対して支援を行った。	高知県漁協室戸岬魚市場、高知県漁協清水魚市場及びすくも湾中央市場の3市場における優良衛生品質管理市場認定が更新された。	優良衛生品質管理市場の認定数 3件	優良衛生品質管理市場の認定数 3件 ※全国件数は30件	—	優良衛生品質管理市場の認定数 3件	A+	優良衛生品質管理市場の認定には、衛生管理に係る厳しいハード基準があり、比較的新しい市場以外での取得は困難である。新たな認定取得はなかったものの、取得済みの3市場では適切な衛生管理の継続実施により、認定が更新された。また、優良衛生品質管理市場を中心に6市場において拭き取り検査を実施するほか、認定市場の関係者に対して、年に1回の衛生管理講習を受講できるよう支援し、関係者の衛生管理意識の向上に努めた。	水産物市場の施設更新の際は、可能な限り優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設整備を目指すほか、認定市場の衛生管理スキル（ソフト面）を他の市場に普及し、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを図る。			
	◆動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導			水産業振興課	安全で安心な養殖生産のため、養殖業者向けに指導会議の開催や巡回を行う等、養殖衛生管理指導を実施している。	総指導回数 R3：148回、R4：126回 R5：122回、R6：136回 R7：159回	総指導回数 124回	総指導回数 159回	総指導回数 112回		A+	期間中、水産用医薬品の不適正な使用等は確認されておらず、継続した指導・調査が必要と考えられる。	今後も継続した指導・調査により、水産用医薬品の適正使用の徹底を図る。			
	④生産出荷段階における農林畜産物の検査			P19～21												
	◆農産物の残留農薬検査			環境農業推進課	JA出荷以外の農家に対して、残留農薬モニタリング調査を実施する。 R3：30検体、R4：30検体 R5：20検体、R6：10検体 R7：10検体 ※いずれも農薬残留基準値超過はなし	残留農薬モニタリング調査数 R3：30検体、R4：30検体 R5：20検体、R6：10検体 R7：10検体 ※いずれも農薬残留基準値超過はなし	モニタリング調査による農薬残留基準値超過数：0検体	モニタリング調査による農薬残留基準値超過数：0検体	モニタリング調査による農薬残留基準値超過数：0検体/10検体	モニタリング調査による農薬残留基準値超過数：0検体/10検体	A+	JA出荷以外の農家に対する残留農薬モニタリング調査では、農薬残留基準値超過は認められなかったが、継続的な取り組みが必要である。	農薬残留基準値超過事故を防ぐために、今後も調査を継続する。			
	◆BSE検査			畜産振興課	死亡牛については、BSE特別措置法でBSE検査を受けることが義務づけられている。96ヶ月齢以上の死亡牛（R1～5年度）またはBSEを疑う症状のある死亡牛（R6年度～）全頭について、BSE検査を実施する。	96ヶ月齢以上（H30年度までは48ヶ月齢以上）の死亡牛全頭について、BSE検査を実施した。 R3：59頭、R4：68頭、 R5：56頭、R6：0頭、R7：0頭	—	—	—	—	—	BSE特別措置法で定められた検査対象（R1年度以降96ヶ月齢、R6年度以降BSEを疑う症状のあった死亡牛）のBSE検査について、対象となる死亡牛がいなかったため、検査実績は0頭だった。	これまでの成果を踏まえ、今後もBSE特別措置法で定められた検査対象の死亡牛について、BSE検査を継続して実施する。			
	★死亡牛に対するBSE検査						96か月齢以上の死亡牛全頭（58頭）	0頭	BSEを疑う症状のある死亡牛全頭	0頭	A+					
	◆貝毒対策			水産業振興課、薬務衛生課	貝毒による食中毒を予防するため、貝毒プランクトンの調査及びサンプリングした二枚貝の麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の検査を実施し、貝毒の発生監視を実施する。 【水産業振興課】	・貝毒検査実施数 R3：延べ22回、R4：延べ26回、 R5：延べ26回、R6：延べ25回、 R7：延べ22回 ・宿毛湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：0回 ・野見湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：2回（R2.5～R2.8） ・野見湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：2回（R2.2～R2.3） ・宿毛湾・野見湾以外の海域では、貝毒の発生は確認されず	・宿毛湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：0回 ・野見湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：0回 ・野見湾・野見湾以外の海域では、貝毒の発生は確認されず	・宿毛湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：0回 ・野見湾で規制値以上となった検査数（採取・出荷自主規制期間）：0回	継続実施	（R8.5.22時点） 規制値以上となった検査数：0回	A+	貝毒プランクトンの調査及びサンプリングした二枚貝の麻痺性貝毒、下痢性貝毒について検査を実施し、貝毒の発生監視を行った。【水産業振興課】	今後も貝類（主にアサリ・ヒオウギガイ）の食品としての安全性の確保のため、野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾で貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施し、その結果を随時NABRAS及び水産業振興課のホームページにて公開する。 【水産業振興課】			
	★貝毒発生モニタリング検査			水産業振興課		※R7は規制値以上なし	貝毒検査：延べ35回 プランクトン検査：128回	貝毒検査：延べ22回 プランクトン検査：157回	継続実施	（R8.5.22時点） 貝毒検査：延べ6回 プランクトン検査：57回	A+					

体系			具体的な取組	具体的な成果	R2年度末の数値、状況	現状値	令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性	
	施策の柱					R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目											
（2）製造・加工・販売段階における安全・安心の確保												
①「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の推進			P22									
◆「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の支援			薬務衛生課、高知市保健所	監視や講習会において啓発とあわせて実施状況の確認を行い、未実施の施設に対して支援をしている。 従来の講習会に加えて、衛生管理計画の作成や見直しに特化した講習会を開催し、「HACCPに沿った衛生管理」の定着を後押しした。	・HACCP衛生管理計画作成支援講習会 R6：12回、R7：7回 ・HACCP振り返り講習会 R8：実施中（8回実施予定） ※食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数に含まれている。	令和3年6月1日に完全施行された改正食品衛生法により、原則全ての事業者等に対して「HACCPに沿った衛生管理」が義務化された。	現在食品営業許可を取得している施設においては、概ね衛生管理計画の作成ができている状況と考える。	継続実施	—	A	「HACCPに沿った衛生管理」においては、計画→実施→記録・保存→振り返りのPDCAサイクルを回していく必要がある。現状は計画についてはほとんどの施設が作成しているが、記録や振り返りが不十分な事業者も多い。	「HACCPに沿った衛生管理」の普及推進を継続し、事業者自ら記録・振り返り（計画の見直し）を行うことができるよう支援していく。
②食品営業者及び製造施設等に対する監視指導			P23									
◆「食品衛生監視指導計画」による監視指導			薬務衛生課、高知市保健所	食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業許可施設及び届出施設（給食施設を含む）に対し監視指導を行う。 R4：4,345施設、R5：5,374施設 R6：5,220施設、R7：5,508施設	・監視指導達成率（実績） R4：71%、R5：89%、R6：84% ・（参考）食品衛生指導員による巡回指導施設数（延べ） R4：12,576施設 R5：10,402施設 R6：12,667施設 R7：10,895施設	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた着き、R5年度以降の監視率は持ち直している。	今後も継続して監視指導を行い、効率的に巡回できるよう検討していく。
★食品衛生監視指導計画の監視指導達成率						94%	88%	100%	（R8.7末時点）21%	A		
◆ジビエの衛生的な利用			鳥獣対策室、薬務衛生課、高知市保健所	「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン（R4.3一部改正）」に基づき、野生鳥獣肉の食肉処理施設に対し、衛生管理に関する監視指導や啓発を行う。 R4年9月に県内で野生いのししにおける豚熱感染が確認され、感染確認区域においては「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいて衛生管理が行われている。 飲食店等に対し、食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用と十分な加熱について指導する。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	⇒ジビエに起因した食中毒事件の発生なし	—	—	—	—	—	講習会等の機会をとらえて「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」の啓発を行った。 豚熱感染確認区域の拡大にともない、エリア内で捕獲されたいのししを処理する場合には「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいた管理を行うよう指導した。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	今後も取り組みを継続する。
③食中毒予防			P24									
★食品衛生監視指導計画の監視指導達成率（再掲）			薬務衛生課、高知市保健所	・食品営業者等を対象に食品衛生講習を実施 R4：262回、R5：315回 R6：361回、R7：301回 ・消費者を対象に食品衛生講習を実施 R4：21回、R5：66回 R6：64回、R7：70回	・食品営業者等を対象に食品衛生講習会参加者数 R4：6,092名、R5：7,855名 R6：8,039名、R7：7,350名 ・消費者を対象に食品衛生講習を実施 R4：552名、R5：1,223名、 R6：1,863名、R7：1,590名 ⇒食中毒発生件数（年報） R4：9件、R5：14件、R6：17件	（再掲）94%	（再掲）88%	（再掲）100%	（R8.7末時点）21%	【再掲】	消費者に対する衛生講習会について、R5年度以降は回復しているものの、計画には届かない結果となった。デジタルツールの活用が普及しており、対面開催のメリットを生かしつつ、内容や案内方法については検討する必要がある。 食中毒件数はR5年度以降、全国的にも右肩上がりになっている中、県内の発生件数の平均は12件/年（R4～R7）にとどまり、一定予防対策の効果があったと考える。 中でもR6年は自然毒（フグ、キノコ）による食中毒が家庭で発生し、一般消費者向けの啓発にも力を入れた。	今後も取り組みを継続する。 各施設において「HACCPに沿った衛生管理」を実施し、食中毒による健康被害リスクを下げるための取組がなされるよう、監視指導を実施する。（特に「食品衛生監視指導計画」の重点監視事項に該当する施設は強化）
★食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数						327回	301回	300回以上	（R8.7末時点）97回	A+		
★消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数						24回	70回	90回以上	（R8.7末時点）18回	B		
★食中毒発生件数（※年次統計）						12.8件（平成29～令和2年の平均）	8件/年	減少させる	（R8.7末時点）3件	A+		
④流通食品の検査			P25									
◆流通食品に対する検査の実施			薬務衛生課、高知市保健所、保健体育課	食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する食品について収去や買上による検査を実施 R4：1,309検体、R5：1,503検体 R6：1,361検体、R7：1,428検体 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	食品の検査率 R4：89%、R5：109%、 R6：97%、R7：103% 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	—	—	—	—	—	R4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もみられたが、翌年度以降は改善した。しかし、年度によっては対象食品の製造中止や施設の廃業等があり、100%を下回る結果となっている。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	今後も取り組みを継続する。 対象施設数の減少がみられ、状況に合わせた検査項目や検体数を検討し、適切なモニタリングを実施する。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】
★食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率			薬務衛生課、高知市保健所			81%	103%	100%	（R8.7末時点）43%	A		

体系			冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 〔 対策に関する具体的な取組内容を記載 〕	具体的な成果 〔 可能な限り具体的な数値を記載 〕	R2年度末の数値、状況 〔 数値設定項目以外の箇所に記載 〕	現状値		令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性 〔 総括を踏まえ、戦略の見直しや再構築が必要な場合等の具体的な内容 〕
	施策の柱						R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目												
（3）消費段階における安全・安心の確保			P26										
◆県民向けの食中毒予防等の普及啓発			薬務衛生課、県民生活課、高知市保健所	直販所等へチラシの配布の他、ホームページ、テレビ・ラジオ、X（旧Twitter）といったデジタルツールを活用した。 令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」が策定され、第5「消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン」について啓発した。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】 ・課のHPでの外食時の食べ残しの持ち帰りの時の注意点等の周知・広報。 ・食品ロス削減ガイドブック作成及び関係機関への配布。食品ロス削減の工夫事例の紹介。 【県民生活課】	・啓発用チラシの配布 フグ →釣り具店等 キノコ→直販所等 家庭における食中毒 →婦人会やヘルスメイトの講習会等 焼肉による食中毒予防 →大学生や家庭 ・管内市町村の広報誌に啓発記事を掲載 ・外食時の食べ残しの持ち帰りの注意点を広報することができた。 ・食品ロス削減ガイドブックの作成、配布（12,000部、市町村等）。 【県民生活課】	—	—	—	—	A	R6年には自然毒による食中毒（フグ、キノコ）が発生し、採取や購入時に立ち寄る可能性が高い場所へ重点的に啓発チラシを配布した。 また、食中毒が発生しやすい時期に合わせてデジタルツールによる情報発信を行った。 【薬務衛生課】 課のHPや食品ロス削減ガイドブックの配布等を通じて、外食時の食べ残しの持ち帰りに関する注意喚起を行った。 【県民生活課】	今後も対象や目的に合わせたツールの選択を行い、県民に広くわかりやすい情報発信をところかける。 【薬務衛生課】 引き続き、課のHPなどを通じて外食時の食べ残しの持ち帰りに関する注意喚起に取り組む。 【県民生活課】	
（4）県民からの相談等による立入調査等			P26										
◆県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施			薬務衛生課、環境農業推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、高知市保健所	県民からの食品に関する苦情・相談に対応するほか、必要に応じて立入調査を実施。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】 県民からの情報提供があった場合には、対応マニュアルに沿って必要な調査等を実施した。 【農産物マーケティング戦略課】	・食品の相談処理件数 ※県域のみ R4：1,266件、R5：1,848件、 R6：1,856件、R7：1,660件 必要に応じて立入調査等を実施 【薬務衛生課】 【高知市保健所】 県民からの情報提供に対して、必要な調査等を行い、結果に応じて適正な食品表示に向けた啓発や指導を行った。 ・調査実績 R5：2件、R6：2件 【農産物マーケティング戦略課】	—	—	—	—	—	県民の相談に対応することにより、食に対する安心につなげた。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】 県民からの疑義情報について、必要な調査等を実施することで、食品表示の適正化を進めることができた。 【農産物マーケティング戦略課】	引き続き、対応が必要。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】 県民からの情報提供内容によって個別に対応することとなるため、目標数値の設定は困難。 【農産物マーケティング戦略課】	
（5）認証制度の推進			P27～30										
★有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積			環境農業推進課	・県補助金による有機JAS認証取得支援件数 R4：2、R5：2、R6：6、R7：4 ・高知オーガニックフェスタ開催支援 R4～R7：4回 ・環境保全型農業直接支払交付金による有機農業実践者支援 ・高知県有機農業推進事業費補助金による有機栽培技術研修会の開催 R6：18名 ・高知県有機農業推進協議会の設置と活動支援	有機JAS認証取得面積及び環境保全型農業直接支払交付金（有機農業の取組）の取組面積は146ha（R4）→210ha（R6）と目標を達成した。 有機農業の普及拡大に向け、産官学民が連携して協議する体制ができた。	134ha	（令和6年度） 210ha	237ha	（直近）210ha	A+	みどりの食料システム戦略に基づき、国段階でも、有機農業への転換や拡大に対する取組を強化していることから、生産者レベルでも意識が高まりつつある。しかし、新たな環境直接支払交付金の内容によっては、この交付金に基づく有機農業の取組が減少すること考えられる。	継続して有機農業の普及拡大に取り組む。	
◆高知県版HACCP認証制度の推進			薬務衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所	新基準（一般衛生管理および第3ステージにはマネジメントが追加された）に適合するよう、認証取得を目指す施設及び認証施設に対し指導や助言を実施した。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	審査を終了した令和6年9月末時点の認証施設は138施設（旧第3ステージ33施設、新第2ステージ81施設、新第3ステージ24施設） 認証期限は最長で令和11年3月末までであり、継続支援のみ行う。 【薬務衛生課】	—	—	—	—	—	食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則すべての食品等事業者に対し「HACCPに沿った衛生管理」が義務づけられた。それとともに、国際的な基準と整合性をとる形で認証基準のバージョンアップを実施、各保健所およびアドバイザーによる支援を行った。その後、改正された第5期高知県産業振興計画（R6～9）にて、認証施設数は目標から削除されている。 令和6年3月末で新規申請の受付を終了しており、目標数には届かない結果になった。同年10月以降は期限切れにともない、認証施設数が減少している。 【薬務衛生課】 外商に向けた取組との連動により、認証施設の増加に寄与した。 【地産地消・外商課】	認証を取得している施設はもちろんのこと、期限切れの施設についても衛生レベルを維持できるよう支援していく。ただし、次期計画の数値目標は設定せず、「HACCPに沿った衛生管理」を軸に、県内全体の衛生レベルの底上げを図る。 【薬務衛生課】 衛生管理推進アドバイザーの活用により、県内食品関連事業者の衛生管理レベルの向上を図る。 【地産地消・外商課】	
★高知県食品総合衛生管理認証施設数			薬務衛生課、地産地消・外商課	・HACCP手法を含む衛生管理等について研修を実施 R4：7回、R5：5回 ※R6以降は通年で研修動画を配信 ・専門家派遣による現地指導等を実施 R4：52社、R5：31社、R6：26社 ※食品生産管理高度化支援事業における専門家の現地指導はR6で終了 【地産地消・外商課】	・研修参加企業数 R4：150社、R5：79社、 R6：79社、R7：121社 【地産地消・外商課】	（参考） 旧基準 第3ステージ 77施設	112施設 （旧第3ステージ10施設、 新第2ステージ80施設、 新第3ステージ22施設）	（令和5年度） 第2ステージ以上 200施設	（令和8年度末見込） 94施設 （新第2ステージ76施設、 新第3ステージ18施設）	B			
（6）調査研究等の推進			P30										
◆安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究			薬務衛生課、環境農業推進課、高知市保健所	食品衛生に関する効果的な監視指導方法や疑義についての検討や調査研究を行った。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	食品衛生監視員研修会 年1～2回 ⇒業務で得た知見等が共有された 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	—	—	—	—	—	年1～2回の食品衛生監視員研修会のほか、日常的に情報共有を行った。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	今後も取り組みを継続する。 【薬務衛生課】 【高知市保健所】	

体系			具体的な取組	具体的な成果	R2年度末の数値、状況	現状値	令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性	
	施策の柱					R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目											
2 食品に関する正確な情報の提供												
（1）適正な食品表示の確保			P31～33									
①食品表示の監視指導			薬務衛生課、高知市保健所、 農産物マーケティング戦略課、 畜産振興課、水産業振興課、 県民生活課	県民からの情報提供や関係機関から情報 回付があったものについて、景品表示法 に基づいて事実関係の調査等を行い、必 要に応じて指導等を実施。 【県民生活課】	食品表示法に基づき品質事項について、 調査することで啓発・指導をすることが できた。 食品表示ウォッチャーに県内各地の量販 店でモニタリングを実施してもらうこと で、様々な店舗の情報把握ができた。 さらに、必要に応じて現地確認を行い、 事業者に対する啓発・指導の機会につな がった。 【農産物マーケティング戦略課】	—	—	—	—	直販所等に食品表示監視を行い、食品安 全対策検査の対象食品についても食品表 示の指導を行っている。依然として食品 表示の誤りがみられ、継続した指導が必 要である。 【薬務衛生課】	今後も取り組みを継続する。 【薬務衛生課】	
★食品表示監視指導回数			薬務衛生課、高知市保健所、 農産物マーケティング戦略課	食品事業者を対象に食品表示監視指導を 実施。	・食品表示監視（保健・衛生） R4：25回、R5：25回 R6：24回、R7：24回 【薬務衛生課】	33回	54回	54回以上	54回（見込）	A+	引き続き、巡回調査や食品表示ウォッ チャーによる調査報告を通して、食品表 示の適正化を推進していく。また、法令 等の改正内容についての周知を行ってい く。 【農産物マーケティング戦略課】	引き続き、巡回調査や食品表示ウォッ チャーによる調査報告を通して、食品表 示の適正化を推進していく。また、法令 等の改正内容についての周知を行ってい く。 【農産物マーケティング戦略課】
★食品表示ウォッチャーの数			農産物マーケティング戦略課	県内の食品販売店等の食品表示の適正化 を目的に、県内の消費者に、食品表 ウォッチャーを委嘱し、定期的にモニタ リングや報告を行ってもらう。	・食品表示ウォッチャー数 R4：20人、R5：20人 R6：19人（1名辞退） R7：20人、R8：20人	20名	20名	20名	20名	A+	食品表示ウォッチャー等からの情報提供 を受け、不適切な食品表示を是正するた め、必要に応じて口頭指導等の対応をし ていく。【水産業振興課】	今後、適正な表示がなされるように、 関係機関と連携しながら調査・指導を 行っていく。 【県民生活課】
②食品表示に関する普及啓発			薬務衛生課、高知市保健所、 農産物マーケティング戦略課、 畜産振興課、水産業振興課、 県民生活課	毎年1回、高知県立大学と提携して消費 生活講座を実施。 【県民生活課】	景品表示法や表示の重要性についての理 解促進。事業者への法令遵守意識の向上 促進。 【県民生活課】	—	—	—	—	—	内容が多岐に渡る食品表示について、関 係法令を含め一体的に説明することで、 事業者に食品表示全般の知識を習得して もらうほか、法令遵守への意識形成も図 られている。また、制度改正への対応の 注意喚起する貴重な機会にもなっており 、研修会等を通じて、個別相談、問い 合わせにつながるケースもあり、食品表 示の適正化に大きく寄与する取組である 。 【農産物マーケティング戦略課】	これまでと同様に食品製造・販売者等を 対象に制度の正しい理解と表示の適正化 を目的として、関係機関が連携して食品 表示に関する説明会を開催し、より多く の関係者の食品表示への理解を深めてい く必要がある。また受講者の各組織内 での周知を働きかける。 【農産物マーケティング戦略課】
★直販所や食品関連事業者を対象と した関係部局による食品表示研修会 （回数）			農産物マーケティング戦略課	・農産物直販所「安心係」養成講習会を 関係部局とともに開催し、食品表示につ いて研修を実施 R4：3回、R5：3回、 R6：4回、R7：4回	・農産物直販所「安心係」養成講習会を 開催し、食品表示について研修を実施 R4：137名、R5：137名、 R6：143名、R7：111名	6回	6回	5回以上	7回（見込）	A+	食品表示に関する研修会・講習を通し て、事業者等の食品表示に関する理解を 深める。【水産業振興課】	食品表示に関する知識の定着。 【水産業振興課】
★食品関連事業者を対象とした食品 表示に関する講習（回数）			薬務衛生課、高知市保健所	・食品営業者等を対象に食品表示講習を 実施。 R4：140回、R5：139回 R6：146回、R7：133回	・食品営業者等を対象とした食品表示講 習会参加者数 R4：2,893名、R5：3,039名 R6：3,011名、R7：2,289名	120回	133回	150回以上	（R8.7末時点） 51回	A	講習会の開催の他、食品表示相談申込や 個別相談に適宜対応している。	今後も継続した取組が必要であり、数 値目標はそのままとする。その他の普及 啓発と同様、デジタルツールも活用しな がら、情報発信を行っていく。
★消費者を対象とした食品表示に関 する講習（回数）				・消費者を対象に食品表示講習を実施。 R4：14回、R5：17回 R6：18回、R7：30回	・消費者対象の食品表示講習会参加者数 R4：129名、R5：188名 R6：345名、R7：295名	5回	30回	10回以上	（R8.7末時点） 7回	A+		
（2）食品等のリコール情報の届出制度の 周知及び運用			P34									
◆食品等のリコール情報の届出制度 の周知、健康被害の防止及び改善指 導			薬務衛生課、高知市保健所	講習会等で届出制度に関する周知を行っ た。また、健康被害が確認された製品に ついて、県内流通の可能性がある場合 には、積極的な追跡調査等の対応を行っ た。 機能性表示食品の健康被害情報の届出に ついて、これまで努力義務だったもの が、R6年9月以降に義務化されている。	事業者に対して制度の普及を行うこと で、届出対象となる自主回収について適 切に処理され、迅速に対応することがで きた。 各保健所より、管内の製造施設に対し通 知を行っている。 ⇒該当する事例なし	—	—	—	—	—	制度の普及啓発により、食品衛生申請等 システムを利用して、消費者に対して迅 速な情報提供を行っている。 制度の改正に合わせて関係事業者へ周知 を行った。また、国の説明会を受講し、 各保健所および薬務衛生課における事務 処理の流れについて確認している。	今後も継続して実施し、特に健康被害情 報について適切に対応していく。
（3）食品の安全性に関する情報の収集及 び提供			P34									
◆食の安全・安心に関する情報の迅速 で分かりやすい提供			全ての関係課	食の安全性に関する情報の収集と、収集 した情報の県民への分かりやすい提供を 行った。 【薬務衛生課】	講習会の機会やホームページ等で情報提 供を行った。 【薬務衛生課】	—	—	—	—	—	食の安全性に関する情報の入手方法はテ レビ・インターネット・SNS等多岐に 渡っており、正確な情報の提供の重要性 が増している。 【薬務衛生課】	今後も正確な情報の分かりやすい提供に 努める必要がある。 【薬務衛生課】

体系			具体的な取組	具体的な成果	R2年度末の数値、状況	現状値		令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性		
	施策の柱					R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）				
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目													
3 安全・安心を確保するための相互理解と 信頼関係の確立														
（１）危機管理体制の強化			P35											
◆連携した危機管理体制による迅速 な対応			全ての関係課	毎年度、高病原性鳥インフルエンザが発 生した際の防疫作業に係る人員配置計画 と名簿登載、防護服着脱訓練を実施し た。 R4年9月に県内で初めて野生いのししに おける豚熱感染が確認されており、担当 部署間の情報共有や関係事業者への情報 提供を行った。	県内養鶏農家における高病原性鳥インフ ルエンザの発生予防 ⇒発生件数 R4～7：0件（再掲） 野生いのししにおける豚熱感染確認事例 R4～R7：61例 市場流通食品における放射性物質検査 R4～7：56検体 ⇒いずれも検出なし	—	—	—	—	豚熱について、東部から中部にかけて県 の7割程度が豚熱感染確認区域に含まれ ている状況である。検査方法や連携体制 について整備されており、防疫と衛生の 両面から対応できている。	今後も継続して実施する。			
（２）食育の推進			P36～38											
◆学校、保育所・幼稚園等、地域等 ごとに連携して行う食育の推進			保健政策課、 農産物マーケティング戦略課、 幼保支援課、保健体育課	＜食育推進のための計画策定と推進＞ ・食育連携推進協議会の開催による食育 推進計画策定と進捗管理 ＜関係機関との連携による食育推進＞ ・量販店や直販所とヘルスメイトが連携 した食育イベントの実施（R4～R8） R4：34市町村 53回 R5：34市町村 49回 R6：34市町村 47回 R7：34市町村 46回 ＜学校、家庭、地域と連携した推進＞ ・ヘルスメイトによる小学校での食育講 座の実施（R4～R8） R4：34市町村 92校 R5：34市町村 89校 R6：34市町村 90校 R7：34市町村 89校 【保健政策課】	＜食育推進のための計画策定と推進＞ ・食育連携推進協議会：年2回開催 ・R6、3：第4期食育推進計画策定 ＜関係機関との連携による食育推進＞ ・食育イベントの参加人数（R4～R8） R4：4,488人 R5：4,087人 R6：3,069人 R7：3,691人 ＜学校、家庭、地域と連携した推進＞ ・小学校での食育講座の実施割合（実施 校/学校数） R4：50% R5：48.1% R6：50% R7：50.9% 【保健政策課】	＜食育推進のための計画 策定と推進＞ ・食育連携推進協議会： 年2回開催 ＜関係機関との連携によ る食育推進＞ ・食育イベント：30市 町村で実施し、2,568 人参加 ※コロナの影響で減少 ＜学校、家庭、地域と連 携した推進＞ ・小学校での食育講座の 実施割合：24.5%（29 市町村で実施） ※コロナの影響で減少 【保健政策課】	＜食育推進のための計画策定 と推進＞ ・食育連携推進協議会：年2 回開催 ＜食育連携のための計画策定 と推進＞ ・食育連携推進協議会：年2 回開催 ＜関係機関との連携による食 育推進＞ ・食育イベント：34市町村 で実施し、3,691人参加 ＜学校、家庭、地域と連携し た推進＞ ・小学校での食育講座の実施 割合：50.9%（34市町村で 実施） 【保健政策課】	＜食育推進のための計画策定と 推進＞ ・食育連携推進協議会：年2回 開催 ＜食育連携推進協議会：年2回 開催（見込み） ＜関係機関との連携による食育 推進＞ ・食育イベント：34市町村で 実施（見込み） ＜学校、家庭、地域と連携した 推進＞ ・食育講座：34市町村で 実施（見込み） 【保健政策課】	A+	量販店、地域、民間企業等と連携した食 育イベントは県内全市町村で実施でき た。 また、食育講座の継続的な実施により、 学校における健康教育の定着が進み、家 庭・学校・地域が連携した取組を展開す ることができた。 【保健政策課】	正しい知識と健全な食生活を実践する力 を身につけることができるよう関係機 関、団体が協働した取組を継続する。 【保健政策課】			
★食育に関心を持っている県民の割 合			保健政策課	・食育活動を行っているボランティアの 養成 ・「食育月間」「食育の日」「やさいの 日」に合わせたイベントの実施 R4：34市町村 53回 R5：34市町村 49回 R6：34市町村 47回 R7：34市町村 46回	・ヘルスメイト養成講座の受講者数 R4：35人 R5：55人 R6：57人 R7：68人 ・ヘルスメイトの総数 R4：1,403人 R5：1,336人 R6：1,262人 R7：1,208人 ・「食育月間」「食育の日」「やさいの 日」に合わせたイベントの参加人数 R4：4,488人 R5：4,087人 R6：3,069人 R7：3,691人	（平成28年度） 54%	—	（令和5年度） 95%以上 →（令和11年度） 全国平均値以上	（令和4年度） 58.9% →令和10年度把 握予定	—	ヘルスメイト養成講座の受講者数は増 加したが、高齢化等により、総数は減 少。地域での主体的な活動を継続でき るよう、引き続き新規の推進員を確保し ていくことが必要。 量販店や直販所等での普及啓発活動が 定着してきており、多くの県民に食育に 関心を持ってもらう機会となった。	市町村に対し養成講座の実施を働きか け、ヘルスメイトの養成を引き続き実施 していく。 多くの県民に食育に関心を持ってもら うよう関係機関、団体が連携した取組を 継続する。		
★朝食を必ず食べる児童生徒の割合			保健体育課	○研究指定校における朝食摂取を中心と した取組の推進 ・規則正しい生活習慣の定着に向けた取 組 ・児童生徒の実態に応じた食に関する指 導の実践研究 ○栄養教諭・学校栄養職員を対象とした 研修会の実施（年1回） ○高知県学校栄養士会との連携	○研究指定校2校では、栄養教諭を中心 に朝食摂取率向上などの健康課題解決に 向けて取り組み、学校全体で食育を推進 するための体制を整えることができた。 ○栄養教諭・学校栄養職員を対象とした 「食育・学校給食推進研修会」を実施し た。9月9日（火）参加者91名	（令和元年度） （男子）（女子） 小学生 80.4%、81.2% 中学生 79.6%、73.1% 高校生 75.6%、79.4%	（令和7年度） （男子）（女子） 小学生 82.6%、80.9% 中学生 79.9%、71.7% 高校生 71.7%、69.6%	小学生 全国平均以上 中学生 全国平均以上 高校生 80%以上	調査前	A	・朝食摂取率については、小学校男女と ともに全国平均を上回ったが、中学校男女 は全国平均を下回っている。朝食摂取を はじめとする生活習慣の改善に向けては 家庭と連携を図り、取り組むことが必 要。	・研究指定校の取り組みを研修等で広く 周知するなど、栄養教諭等を中心とした 食に関する指導の充実が図れるよう研修 等の機会を捉え、周知していく。 ・高知県学校栄養士会と連携を図りなが ら、栄養教諭等による朝食摂取率の向上 に向けた取り組みを推進する。		
◆地産地消の推進			保健体育課	学校給食における地場産物を活用した献 立作成及び食に関する指導の実施	地場産物を活用した献立作成及び給食を 活用した指導の実施について周知した。 ・地場産物活用状況 R5：58.6% R6：56.4% R7：58.0% ・地域の食材を生かした献立の実施や食 に関する指導を通じて、地域の産物や郷 土の食文化への理解を深める機会となっ た。	—	—	—	—	—	・学校給食における地場産物の活用率 は、前年度比で増加したものの、天候不 順による生産状況や必要量の確保などの 調達面の課題により、活用率の変動が見 られる。	・今後も地場産物の積極的な活用を推進 する。 ・学校給食における地場産物の活用率が 向上傾向にあることを踏まえ、「高知県 第4期食育推進計画（R6～R11）」に 基づき、目標値を金額ベースで60%に設 定して推進する。		
★学校給食における地場産物の活用 （金額ベース）						（令和元年度） 54.1%	（令和7年度） 58.0%	現状値（令和元年度） から維持・向上 →60%	調査前	A+				
★土佐の料理伝承人（組織及び個人） による郷土料理伝承講座			農産物マーケティング戦略課	土佐の料理伝承人の選定 R4：1 R5：1 R6：0 R7：2 ・土佐の料理伝承人が伝える郷土料理伝 承講座の開催（伝承人の市町村） R4：3回 高知市2、四万十市、 R5：3回 佐川町、南国市、香美市 R6：5回 大豊町、東洋町、四万十町 高知市、香美市 R7：4回 香美市、高知市、いの町 佐川町 【農産物マーケティング戦略課】	・土佐の料理伝承人 選定数：70個人団体 ・土佐の料理伝承人が伝える郷土料理伝 承講座の開催および参加者数 R4：4名(高知市)、11名(四万十市)、 7名(高知市) R5：9名(佐川町)、6名(南国市)、 15名(香美市) R6：13名(大豊町)、13名(東洋町)、 12名(四万十町)、 15名(高知市)12名(香美市) R7：16名(香美市)、12名(高知市)、 10名(いの町)、8名(佐川町) ⇒伝承講座に参加された方の郷土料理の 技術習得に対する意欲は高く、繰り返し 開催することで、伝承人の活動の活性化 につながっている。 【農産物マーケティング戦略課】	3回/年	4回/年	3回/年	・郷土料理伝承 講座（食育関 係者対象） 3回/年 ・食文化伝承講 座（一般対 象） ※よさこい高 知文化祭関連 講座 8回/年	A+	県内各地の郷土料理について、卓越した 知識・技術などを有し、伝承活動などに 取り組んでいる方を「土佐の料理伝承 人」（以下、伝承人）として選定。 企業による郷土料理の提供・販売などの 取り組みを検討する。地域食文化の発 達や地域活性化に寄与。 実習を伴う伝承講座の開催を通じて、郷 土料理の知識・技術の継承に取り組ん でいる。 一方伝承人の高齢化による活動の休止 などが課題となっており、後継者の育成 や伝承活動の取組を市町村と連携して進 めることが必要。	高齢化している伝承人の活動を引き継ぐ 人材を育成するため、引き続き伝承講座 を開催する。 市町村とも連携し新たな人材の発掘や、 企業による郷土料理の提供・販売などの 取り組みを検討する。(令和8年度はよさ こい高知文化祭関連講座として「土佐 の食文化先勝講座」を市町村と土佐の料 理伝承人が共催し実施)		

体系			冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 〔 対策に関する具体的な取組内容を記載 〕	具体的な成果 〔 可能な限り具体的な数値を記載 〕	R2年度末の数値、状況 〔 数値設定項目以外の箇所に記載 〕	現状値		令和8年度末に 目指すべき姿		総 括		第5次計画に向けた方向性 〔 総括を踏まえ、戦略の見直しや再構築が必要な場合等の具体的な内容 〕
	施策の柱						R7年度末の数値、状況	R8年度末 目標値	R8年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについて、成果を 踏まえた総合評価 （目標の未達成の要因分析や乗り越え るべき課題の記載も含む）		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目												
（3）食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援	◆環境保全型農業に取り組む園芸高知のPR、県産農産物のブランド力向上と販売拡大		P39～40	(R4～5) ○県内量販店での高知フェアやPR動画のSNS配信による県産農産物PRと環境保全型農業の推進 (R6) ○環境保全型農業推進のためのイベントの開催、産地視察、天敵を活用したの栽培映像制作 (R7) ○県内外イベントでの環境保全型農業取り組み事例の紹介・出前授業、実需者産地視察による環境保全型農業の推進 【農産物マーケティング戦略課】 職員及び食品加工特別技術支援員が食品企業の巡回及び指導など、県産一次産品を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行い、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組を支援する。 【工業振興課（工業技術センター）】	新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式に対応した多様なPR方法により県産農作物の魅力を知ってもらえた。 (R3～5) ・量販店・youtubeでの消費喚起PR(延べ14品目) ・レシピ開発とSNS発信(37レシピ) (R6) ・イベント開催(3回)、産地視察(3回)、映像制作(1本) (R7) ・イベント開催(2回)、出前授業(1回)、産地視察(3回) 【農産物マーケティング戦略課】 工業技術センター食品開発課職員及び食品加工特別技術支援員が、地域食材を活用した商品開発に取組んでいる県内の食品関連事業者の巡回及び指導を行った。商品開発に対して技術的な側面から支援を行いつつ、安全安心な県産一次産物の需要拡大と販路拡大に向けて取り組んだ。 (R4年度～R7年度の実績) ・食品開発課職員による技術指導件数3,916件 ・食品加工特別技術指導員（R7～ものづくり振興アドバイザー）による技術指導件数252件 ・技術研修参加者数延べ671名 【工業振興課（工業技術センター）】	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大に対応した非対面でのPR活動（レシピ作成、出前授業、産地映像制作・発信）をはじめ、消費地でのイベント開催により、環境保全型農業の魅力や県産農産物のブランド力を広く知ってもらうことができた。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた今、新たな提案・PR方法による環境保全型農業の認知度や県産農産物のブランド力向上への取り組みが必要。 【農産物マーケティング戦略課】 県産一次産品を利用した商品開発において技術的な側面からサポートを実施し、県産農林水産物を加工品として需要拡大と販路拡大に向けて推し進める取り組みを支援している。 【工業振興課（工業技術センター）】	これまでの消費宣伝活動に加え、県産農産物のさらなるイメージ定着に向けた「キャッチフレーズ・サウンドロゴ」を活用したイベント等の開催、SNSによる発信 【農産物マーケティング戦略課】	
	◆直販所の安全・安心の徹底		農産物マーケティング戦略課	・農産物直販所「安心係」養成講習会を開催し、食品表示について研修を実施 R4：3回、R5：3回 R6：4回、R7：4回	・農産物直販所「安心係」養成講習会を開催し、食品表示について研修を実施 配置割合（受講者数） R3：88%(125名) R4：83%(137名) R5：81%(137名) R6：91%(143名) R7：91%(111名)	—	—	—	—	—	多岐の内容に渡る食品表示について、関係法令を含め一体的に説明することで、事業者にも食品表示全般の知識の習得してもらうほか、法令遵守への意識形成も図られている。また、制度改正への対応の注意喚起する貴重な機会にもなっており、研修会等を通じて、個別相談、問い合わせにつながるケースもあり、食品表示の適正化に大きく寄与する取組である。	これまでと同様に食品製造・販売者等を対象に制度の正しい理解と表示の適正化を目的として、関係機関が連携して食品表示に関する説明会を開催し、より多くの関係者の食品表示への理解を深めていく必要がある。	
	★県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合				88%	91%	100%	100%	A				
	◆水産物の鮮度管理技術の普及		水産政策課、水産業振興課、工業振興課	○漁獲物の高鮮度処理技術の普及及び定着 ・高鮮度処理技術の普及や、市場での漁獲物の管理体制の普及指導 ○市場の衛生管理関する取組の支援 ・ルミテスター検査により市場における各部の汚れの度合いを数値化し、衛生管理を支援、指導	汚れの数値化により、汚れやすい箇所の把握や市場導線の見直しができた。 鮮度処理技術のマニュアル化等により、現場での効率的に実施が可能に。（指導回数 R6：39回→ R7：2回）	—	—	—	—	—	A+	高鮮度処理技術の普及により、高鮮度処理を行う漁業者も増えてはきたが、価格に反映されないところが課題となっている。今後は高鮮度処理技術の普及とともに、高鮮度がしっかり評価され、価格に反映されることにより、漁業者それぞれがメリットを感じ、自主的に取り組んでもらえるように、継続して情報提供及び技術指導を続けていく。	・指導した鮮度管理技術の定着 ・高鮮度処理魚の価値向上への支援 ・高鮮度処理を自主的に行う事への意識醸成
（4）行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解	◆相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リカミューゲーション）実施		P41										
	★意見交換会（リカミューゲーション）の開催		全ての関係課 薬務衛生課、高知市保健所	県民・市民及び食品等事業者等との食品の安全に関する情報提供及び意見交換を行った。 県民・市民の関心の高いテーマや食品の安全性に関するテーマを中心とした意見交換会（リカミューゲーション）を開催した。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	・意見交換会（リカミューゲーション）の開催 R4：6回、R5：7回、R6：7回 ・県市共催による意見交換会テーマ R4：－（新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし） R5：カンピロバクター食中毒の発生状況及び予防対策について R6：ノロウイルス食中毒について R7：旅館、ホテルや飲食店等におけるノロウイルスによる食中毒の予防対策 【薬務衛生課】【高知市保健所】	— 8回	— 7回	— 5回以上	— (R8.7末時点)0回	— A+	県民・市民に関心の高い内容を情報提供及び意見交換することにより、食の安心確保に努めた。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	今後も取り組みを継続する。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	
（5）関係機関や関係団体等との連携及び協働			P42										
			全ての関係課	・食品安全に関する会議等を通じた、他自治体との連携強化 ・食品衛生協会との連携・協働による施設巡回や講習会等の開催 【薬務衛生課】 国が主催する全国会議や、ブロック会議に出席。 【全ての関係課】	食中毒疑いや食品表示に関する疑義について、他自治体との情報共有や対応を迅速に行った 【薬務衛生課】 国の動向をはじめ、違反事例に対する調査や指導の方法等、意見交換を通じて情報の共有を行った。 【全ての関係課】	—	—	—	—	A	食品流通の広域化に伴い、関係機関の連携の重要性が増している。 【薬務衛生課】 関係法令やガイドラインの改正等、国の動向に合わせて施策を見直した。合わせて、関係団体との連携をはかり、協働により食の安全に関する取組をおすすめた。 【全ての関係課】	今後も引き続き連携・協働した仕組みを推進していく。 【薬務衛生課】 今後も継続して実施する。 【全ての関係課】	

A+	28	（達成率100%以上）
A	10	（達成率80%以上100%未満）
B	2	（達成率80%未満）
—	20	（客観的な事後評価ができないもの）
【該当無】	0	
【再掲】	1	
合計	61	